令和4年4月1日

小児慢性特定疾病医療費助成制度における「指定医療機関」の申請について

平成２６年５月に「児童福祉法の一部を改正する法律」が成立し、平成２７年１月１日から小児慢性特定疾病医療費助成制度が始まりました。

　現在、医療機関等（病院、診療所、薬局、訪問看護事業所）において小児慢性特定疾病医療費の公費負担を受けるには、その所在地を管轄する保健所等（例：西宮市内の医療機関であれば、西宮市保健所）から「指定医療機関」として指定を受ける必要があります。

原則、指定されていない医療機関等を受診した際の小児慢性特定疾病に関する医療費等については、公費負担の対象になりません。

西宮市保健所が指定した指定医療機関につきましては、西宮市のホームページに掲載します。

※　西宮市以外における指定医療機関の申請につきましては、その住所地を管轄する保健所等へお問い合わせください。

※　特定医療費（指定難病）における指定医療機関の申請につきましては、その住所地を管轄する都道府県（例：西宮市内の医療機関であれば、兵庫県庁）へお問い合わせください。

**●　指定医療機関の要件・責務**

**【要件】**（児童福祉法律第19条の9第1項）

　　　①　以下の医療機関等であること。

（１）　保険医療機関

（２）　保険薬局

（３）　健康保険法に規定する指定訪問看護事業者

　　　②　児童福祉法第19 条の9第2項で定める欠格事由（小児慢性特定疾病医療費助成指定医療機関指定申請書の裏面参照）に該当しないこと。

**【責務】**（児童福祉法第19条の11）

　　　　　指定医療機関は、厚生労働省令で定めるところにより、良質かつ適切な特定医療を行わなければならない。

**●　申請について**

【必要書類】

・西宮市　指定小児慢性特定疾病指定医療機関　指定申請書

※　郵送による申請も可能です。

※　指定後に、本市より指定通知書を送付します。

※　診療所、薬局、訪問看護ステーションなどで施設・店舗等が複数ある場合は、それぞれの施設・店舗ごとに申請が必要です。

**●　更新について**

指定の期間は、法律上６年です。

引き続き指定を希望される場合は、指定後６年を経過する前に更新の手続きが必要となりますので、

ご留意ください。